

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025 年 9 月 16 日開催 （日本証券業協会）]

1. 金融行政方針の公表について

- 2025 年 8 月 29 日、2025 事務年度の金融行政方針を公表した。これは、金融庁が各事務年度において、重点的に実施する施策を明確化するものである。
- 今年は、要点を絞った記載としており、この方針に掲げた施策だけでなく、これまで継続的に取り組んできた施策も着実に実施していく。
- 金融行政方針を端緒として、各金融機関と課題認識等を共有し、かみ合ったコミュニケーションに繋げていきたい。金融庁の施策について、御不明な点、御懸念の点、御提言したい点があれば、お気軽にお問合せいただきたい。

2. 2025 事務年度の監督・検査の方針について

- 金融行政方針に掲げた内容を含め、2025 事務年度の証券会社に対する監督・検査の方針等について、2 点御説明する。

(1. 監督・検査に係る体制の見直し等)

- 2025 事務年度、金融庁は、従来の監督各課と横断モニタリング部局を、より一体的・効果的に運用するほか、主要行等と証券会社の監督は同一の審議官に担当させ、大手金融グループ全体を俯瞰した監督・検査を実施する体制とした。
- また、複数の業態で活動する大手金融グループ全体を俯瞰する観点から、証券課、銀行第一課等の関係課室の連携を深め、グループ全体のビジネスやガバナンスに影響を与えるような情報が局内で集約される体制運用としている。
- 多数の金融機関が共通して直面しているリスクや課題に関しては、金融庁より、これまで同様、様々な発信をしていくことになるが、金融機関の対応がより円滑なものとなるよう、発信に際しては、その位置付けが当局として特にお願いしたい要請なのか、一般的な注意喚起なのか、参考にいただければよい情報提供なのか等、性格を明確にすることに留意したい。各証券会社においては、性格が分からないなどの疑問やお気づきのことがあれば、証券課に直接御連絡いただきたい。

- なお、現・監督局は、来年度、「銀行・証券監督局」「資産運用・保険監督局」に再編することを目指しているが、こうした方針となったのも、大手金融グループの実態と、グループベースで監督の高度化を図っていく必要性を踏まえたものである。いずれにせよ、各証券会社に対する当局の接触の仕方等が、こうした体制の見直しにより、従来から大きく変わるものではないと考えている。

（２．監督上の着眼点）

- こうした中、2025 事務年度の証券会社に対するモニタリングとしては、
- ・ 金融商品の組成・販売勧誘態勢等に係る法令や自主規制の遵守状況等について引き続きモニタリングを行うとともに、
 - ・ 取引のオンライン化・低廉化やサービスの多様化等の証券会社を取り巻く環境変化を踏まえ、持続可能なビジネスモデルの在り方について各証券会社と議論を行う。
 - ・ また、インターネット取引サービスにおける不正アクセス・不正取引被害を踏まえ、近く改正予定である監督指針に基づき、セキュリティ態勢の構築状況等について重点的にモニタリングを行う。
 - ・ くわえて、大手証券会社については、引き続き国内外で事業拡大の動きが見られる中、グループ・グローバルのガバナンスやリスク管理態勢について継続的に確認していく。
- 特に、セキュリティ態勢の構築状況等については、各証券会社に具体的・積極的な対応をお願いしており、引き続き、各種ヒアリングや意見交換等の機会を通じて、対応状況等について確認していく。

3. インターネット取引における不正アクセス・不正取引事案への対応について

- 証券口座の不正アクセス・不正取引事案への対応については、2025 年 9 月 8 日、金融庁ウェブサイトにおいて 8 月末現在の発生状況を公表したが、依然として被害発生が継続しているため、引き続き緊張感を持って、投資家への注意喚起やセキュリティ対策の強化を進めていただきたい。
- また、被害を受けた顧客への補償については、安心して投資が行える環境の再構築に向けた誠意ある対応をお願いするとともに、手続を進めるに当た

っては、顧客への説明及び顧客ごとの事情の把握を丁寧に行っていただいた上で、顧客に対する公平な取扱いをお願いしたい。

- 各証券会社においては、引き続き、セキュリティ対策は経営陣の責務と認識し、顧客被害の拡大防止と再発防止のために万全を尽くしていただきたい。

4. 令和8年度税制改正要望について

- 2025年8月29日、令和8年度の税制改正要望項目を公表した。

- 主な項目としては、

「資産運用立国」の推進に向けた措置として、「NISA対象商品の拡充を含む制度の充実」「NISAに係る所在地確認手続きの簡素化等」「投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長」、

暗号資産・保険に関する措置として、「暗号資産取引に係る課税の見直し」「生命保険料控除制度の拡充の恒久化等」、

国際金融センターの実現に向けた措置として、「外国組合員に対する課税の特例の見直し」「クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し」「金融所得課税の一体化」

を要望している。

- 年末に向けて議論が本格化していくところ、証券業界におかれても、引き続き、御協力をお願いしたい。

5. 価格転嫁・取引適正化に関する要請について

- 賃上げの原資を確保する価格転嫁・取引適正化を進めるため、2025年4月及び8月、日本証券業協会に対し、要請文を発出した。

- 具体的には、2025年5月に成立した下請法・下請振興法の改正内容に関する周知や、警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費に関する価格交渉対象化の検討などを要請している。

- 価格転嫁を阻害する商慣習の一掃は政府をあげた取組であるところ、本要請の趣旨・内容を十分に把握した上で、経営トップ自らがリーダーシップをもって、価格転嫁・取引適正化の着実な実行に努めていただくようお願いしたい。

6. 公益通報窓口等

- 近年、金融サービスを悪用した詐欺等や、金融機関や金融市場に関わる不祥事や不正が相次ぐ中、今回の金融行政方針でも触れたとおり、金融機関や金融市場の公正性・安全性に対する信頼を回復することが重要である。
- 金融庁では、公益通報窓口及び相談窓口を設け、いわゆる内部告発や金融サービスに関する情報を受け付けている。寄せられた情報については、金融機関のモニタリングに役立ててきたところであるが、今後もより一層活用していきたい。
- 他方、金融機関の公正性に対する信頼の回復は、そもそも金融機関自身の主体的取組によるべきものである。各金融機関においては、引き続き顧客本位の業務運営の徹底やそれを前提とした職員教育、職員の士気の維持向上に努めていただきたい。

7. 地域金融機関による人材マッチング等について

- 大企業人材を地域の中堅企業・中小企業の経営人材としてマッチングする人材プラットフォームである「REVICareer（レビキャリア）」について、御案内する。
- レビキャリアは、大企業に勤務する人材等の登録や、地域の人材ニーズを把握する地域金融機関等による検索が可能な人材プラットフォームであり、大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材確保を後押しするための金融庁及び経済産業省の補助事業である。
- 既に大企業登録いただいている会社においては、これまで大企業人材の登録の観点でレビキャリアを活用いただき、人事部を中心に様々な御支援をいただいていることに、改めて感謝申し上げる。また、2024 年 10 月より休止していた研修ワークショップについて、2025 年 9 月から再開しているところ、登録者への周知をお願いしたい。
- 資本金 10 億円以上又は従業員数 2,000 人超の大企業に勤務する社員が求職者として登録でき、経営人材として地域企業へ採用された場合は、地域企業が最大 450 万円の給付金を受け取ることができる制度となっている。
- 2025 年 5 月 16 日に開催された「地方創生 2.0 に関する経済団体との意見交換」では、青木一彦内閣官房副長官より、経済団体の代表に対し、レビキャリアの活用について依頼されるなど、政府全体としても事業の推進を図って

いる。社員の自律的なキャリアデザインやセカンドキャリアの支援に資する制度であり、転籍に限らず、兼業・副業・在籍出向も対象となっている。

- 資本金又は従業員数要件を満たす場合は、社員個人として登録することができるが、人事部としてレビキャリアに登録いただくことも可能となっている。レビキャリアへの登録を検討いただく場合は、制度や登録方法などを個別に御案内するので、お問い合わせいただきたい。
- なお、レビキャリアの足元の実績については、2025 年 8 月 14 日時点において大企業人材の登録者数が累計 5,000 人を達成し、マッチング件数も 224 件となっている。

8. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall 2025）について

- 金融業界全体のインシデント能力向上のため、2025 年も 10 月にサイバーセキュリティ演習（DeltaWall（デルタウォール）2025）を実施予定である。
- 参加予定の金融機関においては、IT/サイバーセキュリティ担当部署だけではなく、経営層も積極的に参加していただきたい。また、演習が終わった後は、演習で得られた教訓を活かし、自社のサイバーインシデントマニュアルを改訂するなど、具体的な対応に繋げていただきたい。具体的には、経営者が適切な意思決定を行えたか、組織として顧客対応、業務復旧などのコンティンジェンシープランが有効であったかなどを振り返り、できなかったことを可視化し、改善するにはどうすればよいか、体制、業務プロセス、予算、人材を含めて考えていただきたい。

9. 7 月 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議について

- 2025 年 7 月 17 日から 18 日にかけて、南アフリカ共和国（南ア）・ダーバンにおいて G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容を御紹介する。
 - ・ まず、バーゼルⅢを含む全ての合意された改革と国際的な基準の、一貫性のある、完全で、かつ適時の実施に基づき、脆弱性に対処し、開かれた、強靱で、かつ安定した金融システムを促進することへのコミットメントが再確認された。
 - ・ ノンバンク金融仲介（NBFI）に関しては、NBFI データの入手可能性と報告、質、利用、及び情報共有に対処するための金融安定理事会（FSB）の作

業が支持された。また、NBF I のレバレッジによるシステミックなリスクに対処するためのFSBの勧告を承認し、法域による実施が奨励された。

- ・ クロスボーダー送金に関しては、G20 ロードマップの効果的な実施へのコミットメントが再確認された。また、暗号資産及びステーブルコインに関して、ハイレベル勧告の実施に関する今後のFSBによるテーマ別ピア・レビューが留意された。さらに、金融活動作業部会（FATF）における、クロスボーダー送金の透明性向上や、暗号資産を用いた不正資金を軽減しつつ暗号資産セクターのイノベーションを促進するための取組の重要性が強調された。
- ・ サステナブルファイナンスに関しては、実践的な指針及びツールの策定による自然災害の保険プロテクションギャップに対処する、各国の事情に合わせた解決策を促進することが言及された。

○ また、本会合のマージンにおいて、南ア議長国・保険監督者国際機構（IAIS）・世界銀行の共催により、自然災害に係る保険プロテクションギャップへの対処に関するサイドイベントが開催された。

- ・ 世界的に自然災害の頻度と規模が増大する中、保険プロテクションギャップへの対応は一層重要性を増している。そのような中、南ア議長国が、IAIS や世界銀行とともに、本イベントを開催したことは、時宜を得た取組であると評価している。
- ・ 本イベントでは、世界銀行のバンガ総裁及びFSB 議長のベイリー英国中央銀行総裁とともに、加藤勝信財務・金融担当大臣が基調講演を行い、国際機関や当局、保険業界に対するに対する日本の期待を述べたほか、自然災害対応に係る日本の取組を紹介した。また、IAIS 執行委議長を務める有泉金融国際審議官（2025 年 7 月 18 日当時）などによるパネルディスカッションが行われた。
- ・ IAIS 及び世銀は、政策立案者や監督当局者が参照し得る、実践的なガイダンス・ツールを提供する取組を継続予定である。

○ 次回の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議は、2025 年 10 月にワシントン D. C. で開催される予定である。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献していく。

10. アジア・デーの開催について

- Japan Weeks 中の 2025 年 10 月 22 日において、日本証券業協会及びアジア開発銀行（ADB）等と共催でアジア地域の資金循環活性化を目指すイベント「アジア・デー」を実施する。当日は、伊藤長官の開会挨拶や ADB 神田総裁によるキーノートスピーチが予定されているほか、アジアの金融当局やグローバルに活動する資産運用会社等の金融資本市場業界のハイレベルに多数登壇・パネル参加いただく予定である。

11. 2025 年 7～9 月に発生した災害等に対する金融上の措置について

- 令和 7 年台風第 8 号に伴う災害、令和 7 年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波にかかる災害、令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害、令和 7 年 8 月 20 日からの大雨にかかる災害、令和 7 年台風第 12 号に伴う災害、令和 7 年 9 月 2 日からの大雨に係る災害及び令和 7 年台風第 15 号等に伴う災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 各災害等に関し、沖縄県、岩手県、北海道、青森県、宮城県、福島県、静岡県、三重県、石川県、鹿児島県、山口県、熊本県、福岡県及び秋田県内に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する財務局等より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

（参考）災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
○令和 7 年台風第 8 号			
沖縄県	7 月 27 日（7 月 28 日）	沖縄総合事務局	7 月 28 日
○令和 7 年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波			
岩手県	7 月 30 日（7 月 30 日）	東北財務局	7 月 30 日
北海道	7 月 30 日（7 月 30 日）	北海道財務局	7 月 31 日
青森県	7 月 30 日（7 月 30 日）	東北財務局	7 月 31 日
宮城県	7 月 30 日（7 月 30 日）	東北財務局	7 月 31 日

福島県	7月30日（7月30日）	東北財務局	7月31日
静岡県	7月30日（7月30日）	東海財務局	7月31日
三重県	7月30日（7月30日）	東海財務局	7月31日
○令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨			
石川県	8月7日（8月7日）	北陸財務局	8月8日
鹿児島県	8月7日（8月8日）	九州財務局	8月8日
山口県	8月10日（8月10日）	中国財務局	8月12日
熊本県	8月10日（8月11日）	九州財務局	8月12日
福岡県	8月10日（9月8日）	福岡財務支局	9月9日
○令和7年8月20日からの大雨			
秋田県	8月20日（8月20日）	東北財務局	8月21日
○令和7年台風第12号			
鹿児島県	8月21日（8月28日）	九州財務局	8月29日
○令和7年9月2日からの大雨			
秋田県	9月2日（9月2日）	東北財務局	9月3日
○令和7年台風第15号等			
静岡県	9月5日（9月5日）	東海財務局	9月5日

注：内閣府公表日順

（以 上）